## 迷惑「電子メール広告」規制が強化されます!

## 平成20年10月 経済産業省

現在、通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引にかかる電子メール広告については、送信を希望しない者への再送信が禁止されていますが、その件数は増加傾向をたどってきています。



このような背景を踏まえ、

本年12月1日より、「特定商取引に関する法律」を改正し、あらかじめ請求や承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供が禁止されます。

したがって、12月1日以降、事業者から電子メール広告を受けることを請求や承諾した覚えがないにもかかわらず、電子メール広告を受信した場合は、

- ①(財)日本産業協会まで情報提供をしていただくか
- ② お近くの経済産業局または消費者センター等の相談窓口にご相談ください。

- Q. 事業者からの電子メール広告が送信されてきて困っています。どうすればよいでしょうか?
- A. <u>承諾した覚えのない電子メール広告が送られてきた場合</u>は、そのままメールを(財) 日本産業協会の以下の情報提供受付アドレスまで転送してください。
- ※(財)日本産業協会は、経済産業省の委託を受けて迷惑電子広告メールの情報提供の受付を行っています。

(情報提供受付アドレス) spam-in@nissankyo.jp

<u>受信を拒否したのに、同じ事業者から再度電子メール広告が送られてきた場合</u>は、 そのままメールを上記の情報提供受付アドレスまで転送いただくか、または、同協会の ホームページからお送りください。

((財)日本産業協会のホームページ)

https://www.nissankyo.or.jp/spam/form.html

- Q. その他、インターネットや携帯サイトの通販や不当請求などの通信販売についてのトラブルや相談はどこに問い合わせればいいのですか。
- A. 消費者の意に反して契約の申込みをさせようとする行為などは現行の法令において も規制対象とされています。通信販売に関するご相談は、<u>お近くの経済産業局または</u> 消費者生活センター等の相談窓口にお電話ください。
- 〇特定商取引に関する法律の詳細、消費トラブルの予防や事例などについては、ホームページの「消費生活安心ガイド」をご利用ください。

No!トラブルのための情報サイト「消費生活安心ガイド」 www.no-trouble.jp

経済産業省相談室	03-3501-4657
北海道経済産業局消費者相談室	 011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	 022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	 048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	 052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	 06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	 082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	 087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	 092-482-5458
沖縄総合事務局消費者相談室	 098-862-4373